

米中貿易戦争— 制裁関税の新たな引き上げ



弁護士

エイサ・マーケル

増田・舟井・アイファート&ミッチェル法律事務所

米国でビジネスを展開する日系企業およびその他国際企業を代理する法人向け総合法律事務所。日英バイリンガルの弁護士とスタッフが複数所属しており、米国進出から米国事業の運営・拡大まで、全米規模でのリーガル・サービスをワンストップで提供しています。

www.masudafunai.com

弁護士 エイサ・マーケル

増田・舟井法律事務所のロサンゼルス・オフィスに所属。当事務所の商事/競争/取引部門の主任パートナーを務め、供給契約、販売協定、通関手続、輸出規制の順守、政府機関との契約、営業秘密の保護等について、米国内外のクライアント企業にアドバイスする。また、訴訟部門およびコーポレート/ファイナンス/M&A部門にも所属し、事業上の紛争や企業法務全般にも対応する。特に国際取引およびロジスティクスに明るい弁護士として、所内・所外ともに厚い信頼を得ている。

お問い合わせ:

弁護士 エイサ・マーケル

Email: amarkel@masudafunai.com

Tel: 312-245-7500 (代表)

または、下記クライアント・サービス部門(電話番号は同上)までお気軽にご連絡下さい。

徳吉 史子

Email: ftokuyoshi@masudafunai.com

ローザ 里華

Email: rloza@masudafunai.com

トランプ政権は、昨年、中国を原産地とした1,500品目の輸入品(500億ドル相当)(リスト1および2)に25%の従価税を課した。その後、さらに6,000品目の輸入品(2,000億ドル相当)(リスト3)にも10%の従価税を課し、それは2019年5月10日現在で25%に引き上げられた。

本稿では、先行きが見えない米中貿易戦争を前に、制裁関税の背景を整理しながら、日系企業を含む米国企業が検討すべき対策について概説する。

背景

トランプ政権が中国原産品に課したこれらの関税は、1974年通商法第301条(301条)に基づくものである。同条の下、米南通商代表部(USTR)は、「不正な」取引慣行を行っている国からの輸入品に制裁措置を取ることができる。中国の通商取引慣行に関する調査を完了したUSTRは、昨年、中国政府が米国に対して不正な商取引をしていると判断し、新たな輸入関税の賦課を決定した。

301条に基づく制裁関税は、輸出業者や輸入業者の国籍を問わず、中国原産品の特定品目に適用される。従って、日系輸出業者が扱う中国原産品は制裁関税の対象となるが、中国系輸出業者が扱うベトナム原産品は対象外となる。なお、当該関税は、2018年に通商法第201条により特定の洗濯機と太陽光パネル部品に課された関税や第232条により鉄鋼製品とアルミニウム製品の全輸入品に課された関税とは別のものである。さらに、米国市場に輸入されてから不当な低価格で販売されたり、中国の製造会社が中国政府から不当な助成金を受領したりしたことを理由に、特定の中国製品に課される不当廉売関税や相殺関税とも異なる。

USTRが様々な中国製品に課した301条による制裁関税の背景には、中国の国有企業がある種の鉄鋼を世界市場で過剰供給したために生じたダンピング問題ではなく、中国政府の慣行問題がある。まず

中国は、世界貿易機関(WTO)の新加盟国としての義務の一環として2001年に約束した市場開放とは裏腹に、今現在も市場を閉鎖したままである。また、外資系企業は、原則、中国経済の全セクターで参入を禁止されている。(但し、中国の合弁事業においてジョイントベンチャー・パートナーとして参与する外国企業であれば参入を許可されるセクター有り)。さらに、中国内での外国企業に対するほぼ全ての公共調達には禁止されている。中でも、米国政府が特に問題視する中国の慣行としては、米国企業の知的財産を不当に取得するための次のような戦略が一例として挙げられる。

- 中国企業と外国企業との中国内でのジョイントベンチャーに関わる規則は、中国企業の持分割合が外国企業のそれを上回ることを条件づけている。これは、中国パートナーが外国企業所有の重要な知的財産の移転を要求する際に、より有利な交渉を可能とするためである。
- 中国パートナー・外国企業間のライセンス契約は、中国パートナーが特定の発明に加えた改良に対して有する所有権、または中国パートナーが外国市場で製品を販売する権利を侵害してはならないとされている。
- 中国パートナー・外国企業間のライセンス契約の期間は、10年以下でなければ

ばならず、以降は当該知的財産に関する無期限のライセンスを中国パートナーに供与するものでなければならない。

現在、米中両国は、関税率の引き下げに向けて新たな貿易協定を結ぼうと交渉の決着を図っている。米国政府は、貿易協定における約束を撤回したとして中国を強く非難しているが、新たな貿易協定が成立すれば、米国企業は、現在制限されている中国の金融・農業セクターへの参入、中国知的財産法の効果的適用および中国による米国商品の購入義務の拡大等を期待できるかもしれない。一方で、いずれの政府も本協定を実施・遵守する準備が実際にあるのかも含め、その詳細は不明である。

また、米中貿易協定が成立しても、米中貿易戦争を完全に終焉させるには数々の障害が残存する。第一に、これまでの経験上、貿易協定の遵守の徹底という観点から、中国政府は決して信頼できる相手ではない。第二に、中国政府は、米国企業に対して中国からのデータ持ち出しを依然として許可していない。本協定の批評家達は、中国政府が、米国企業の不利益を配慮することなく、中国企業による重要データへの無制限アクセスを維持しようとしていると指摘する。第三に、米国労働市場での低迷が続けば、トランプ政権がその圧力を受け、中国輸入品への制裁措置をさらに強化する可能性がある。第四に、中国企業が不当廉売する広範囲の製品や中国政府が中国企業に交付する助成金の問題等、米国政府には対処不可能な問題もある。

EUは、反ダンピングに対処するため、2017年にさらに厳格な新規則を設け、中国製品のダンピングへの制裁措置を強化する意向を示している。WTO加盟国である米国、EUおよび日本は、中国製品に対



する制裁関税の適用も容易とするWTOルールの下、中国に対し「市場経済国」としての認定を拒否している。また、メキシコ政府においては、メキシコに生産拠点を移すことで米国関税を回避しようとする米国企業が、当面の間、中国製鉄鋼に課される追加関税に耐えることができるよう、中国製造会社によるダンピング調査に乗り出した。

当面の対策

対中制裁関税の継続が懸念される中、中国製品に関わる経費の増大を回避する観点から、サプライヤーと輸入業者においては次の事項をご検討頂きたい。

- ① USTRにより5月末に発表予定の追加関税適用除外申請に関わる規則の内容に注視し、輸入品の適用除外可能性を判断する。
- ② 301条による関税の適用回避のための対策として、米国関税法による最終財 (final goods) の原産地の表示を中国ではなく別国とするには、サプライヤーによる中国から他国への生産拠点の完全移転を必ずしも必要としないことを踏まえ、製品・部品の製造場所・

方法のほか、製造・処理可能場所を慎重に見直す。

- ③ 輸入品の全ての用途と輸入方法 (部品毎の輸入または完成品としての輸入の可能性) を検討し、いずれのリストにも分類されない形で当該輸入品の再分類が可能か否かを見極める。輸入品の再分類または中国以外の国での十分な製造処理が可能ならば、部品の製造・処理は中国の工場を起点としていたとしても、301条に基づく関税を完全に回避できることがある。
- ④ これを機にサプライヤー/輸入業者/顧客との新規・既存契約において、当事者間における関税の負担に関する条項を見直し、必要に応じて調整を試みる。

まとめ

激化する米中貿易戦争の報道に圧倒され、自社のサプライチェーンを見直す機会を確保できていない企業も少なくないのではないだろうか。あらゆる角度から自社を検証する中で、米中貿易戦争の影響に耐えるための良策が見つかる可能性があることを最後にあらためて指摘したい。

注: 本記事は2019年5月中旬に執筆されたものである。